

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	危険物の貯蔵取扱基準適合命令		
根拠法令及び条項	消防法第11条の5第1項、第2項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (危険物の貯蔵取扱基準適合命令) 第11条の5 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。) 又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。 第2項 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第四項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。		
処分基準 設定年月日	平成27年2月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。